

氏名（本籍）	モリウエ ショウタ 森上 翔太（東京都）
学位の種類	博士（平和学）
学位記番号	甲第 157 号
学位授与年月日	2024 年 3 月 22 日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第 36 条第 2 項及び広島市立大学学位規程第 3 条第 2 項の規定による
学位論文題目	広島平和記念都市建設法の軌跡と展望
論文審査委員	主査 教授 永井 均 委員 教授 河上 暁弘 委員 准教授 四條 知恵 委員 特任教授 大芝 亮

論文内容の要旨

1. 論文内容の要旨

本博士学位請求論文は、1949 年 8 月 6 日に公布・施行された広島平和記念都市建設法（以下、平和記念都市法）を主題とし、その形成過程と各条文の意味、実際の運用状況、法律としての効果と影響、他の地方特別法との比較から浮かび上がる特異性、「平和」を冠する洵外の都市との違いを含めた国際的な位置づけなどの諸問題を法的な観点から分析し、復興を遂げて久しい今日の広島市で今なお有効な法律として存在していることの意味を探究したものである。序章以下、第 1 章から第 6 章、終章、そして巻末の史料・参考文献一覧、および資料で構成され、総計 313 頁からなる。具体的な章立ては以下の通りである。

序章

第 1 章 広島平和記念都市建設法の制定過程

第 2 章 「平和記念都市」とは何か

第 3 章 広島平和記念都市建設法の解釈及び運用

第 4 章 地方特別法としての広島平和記念都市建設法

第 5 章 広島平和記念都市建設法の国際的位置

第 6 章 広島平和記念都市建設法の今日的意義

終章

史料及び参考文献一覧

資料

序章では、本論文の背景と研究の目的、学問的な問いと研究課題、先行研究の概要、分析の方法を述べた後、各章の要約をしている。

第 1 章「広島平和記念都市建設法の制定過程」では、平和記念都市法の制定過程が検討された。そこでは、同法律の立法化への動きが、広島市による旧軍用地の譲与を求める運動の最中

に国有財産法が改正され、旧軍用地の譲与が「法律を以て定むる場合」にのみ適用可能となる、という事態を受けて生まれたことが明らかにされた。さらに、広島市公文書館所蔵の平和記念都市法の五つの草案を解析し、従来、第1次案とされてきた草案が実は第3次案というべきもので、法案要綱こそが平和記念都市法の第1次案であるとする新たな解釈が示された。併せて、平和記念都市法の当初の設計者は、従来伝えられてきた寺光忠・参議院事務局議事部長ではなく、枚田四郎右衛門・参議院法制局第三部第二課長であった可能性が高いことも示唆された。

第2章『「平和記念都市」とは何か』では、平和記念都市法の中核的な位置を占める「平和記念都市」の意味について考察した。このトピック自体、従来検証されてこなかったものである。筆者は、終戦直後に提唱された「戦争終結記念都市」（第二次世界大戦の終結を記念する都市）、そして寺光忠が提唱した「恒久平和象徴都市」（恒久の平和を象徴する都市）という二つの概念を紹介したうえで、新たに「平和祈念継承都市」（世界恒久平和への祈念を継承する都市）という筆者独自の概念を示した。

第3章「広島平和記念都市建設法の解釈及び運用」では、全7条で構成される平和記念都市法の条文解釈と実際の運用状況について考察がなされた。その結果、平和記念都市法が、国からの財政的な援助や国有財産（旧軍用地）の払下げを引き出すための法律であったという一般のイメージに反し、金額や面積などの定量的な効果については、さほど大きな効果をもたらすものではなかったことが明らかにされた。こうした事実を踏まえ、平和記念都市法が果たしてきた役割は、各条に規定された直接的な効果よりも、むしろ、広島市に「平和記念都市」というアイデンティティーを与え、広島市民を鼓舞し、広島市の戦後史を質的に転換させる原動力になったという間接的・副次的な影響にこそ見出されるべきであると論じた。

第4章「地方特別法としての広島平和記念都市建設法」では、平和記念都市法が日本国憲法第95条に基づく地方特別法として制定された初めての法律であることに着目し、平和記念都市法と、その後制定された他の13本の地方特別法との比較研究がなされた。分析の結果、平和記念都市法は、憲法第9条の平和主義を具体化するものであるという意味で、憲法第92条の「地方自治の本旨」にかなうものであり、他の地方特別法に比べて、より高次の憲法的価値を有する点に独自性があることが指摘された。

第5章「広島平和記念都市建設法の国際的位置」では、「平和記念都市」である広島市が、世界の他の「平和都市」との比較においていかなる独自性を有するか、について検討が加えられた。比較分析の結果、広島市が法律に基づく世界で唯一の「平和都市」であり、他の「平和都市」に比べて強力かつ普遍的・安定的な「平和都市」であること、広島市がこれまで培ってきた平和記念都市法の理念と実践は、他の「平和都市」の参照軸としての意義を有することが指摘された。

第6章「広島平和記念都市建設法の今日的意義」では、これまでの考察を踏まえたうえで、平和記念都市法の現代的な意義が、その第6条の規定に見出されることを指摘した。すなわちそれは、「広島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。」と定める第6条は、「平和記念都市」の実現と完成に向けて、広島市長と広島市民との間で対話を通じた協働関係が構築されることを期待していると捉えるべきである、というものである。こうした点を踏まえて、平和記念都市法は、条文に規定されている内容（都市計画法の特例や国からの援助など）よりも、むしろ、そこに規定されていない内容（すなわち「平和記念都市」に込められた意味）にこそ、

今日的な意義を有しているのだ、と結論づけている。

終章では、各章の論点と結論が要約されたうえで、今後に残された課題について述べられた。

論文審査の結果の要旨

本博士学位請求論文に対する審査は、2024年1月23日（火）の午後1時から2時35分までの公聴会と、2時45分から4時10分までの非公開審査の二部構成で行われた（いずれも対面による）。会場は本学情報科学部棟2階の情報会議室3で、前半の公聴会には申請者と審査委員の4名、そして平和学研究科の教員や大学院生の6名が参加し、その後に非公開で行われた審査には、申請者と4名の審査委員のみが出席し、さらに申請者の退出後に審査委員の間で合否判定を行った。

公聴会では、冒頭で申請者からパワーポイントを用いて研究の動機や目的、先行研究の動向、学問的な問いと研究課題、分析の方法、各章の概要と本論文の独自性や意義などについて約30分にわたって説明がなされた。プレゼン終了後、申請者と審査委員・フロアとの間で、平和記念都市法の制定過程における市民の役割や「平和都市広島」の形成主体、動態的解釈論、今後の研究の方向性などについて、質問等が寄せられた。申請者はいずれの質問にも適切に回答した。

公聴会後の非公開審査では、4名の審査委員からさらなる指摘がなされた。その主たる論点は、先行研究の動向分析で解釈の対立点をより明確にした方がよい、世界の他の「平和都市」の紹介（ヒーター・ヴァン・デン・デュンゲンの研究に依拠する）が欧米にやや偏っているのではないかと、「平和都市」に対する批判的な側面（欠けているもの、不十分なもの）や平和記念都市法がもたらした余波、負の側面をも含めて描いた方がよいのではないかと、平和記念都市法をジェンダーの視点から見るとどのような評価ができるか、従来検討されてこなかった「平和記念都市」の意味を三つの概念を析出することで説明した点は納得し得るが、これらの概念の関係性についてもう少し言及があってもよい、平和記念都市法第6条（「平和記念都市」実現に向けての広島市長と広島市民との間の対話）の実践例の見取り図を示した方が、議論がより説得的になると思われる、などであった。

もとより、これらの指摘はいずれも本論文の価値に疑念を呈するものではなく、その質のさらなる向上と今後の研究を発展させるための助言であった。むしろ、審査委員からは、博士学位論文の審査基準に照らしても完成度が高いとして、本論文に高い評価が与えられた。委員からの主なコメントは次の通りである。

本論文は、「平和都市広島」という都市像が生まれ、定着していく歴史的な経緯を平和記念都市法の形成過程と設計者たちの思い、条文に込められた意味や解釈、同法律の運用状況などを通して考察・叙述し、この法律が有する今日的な意味について論じたものである。膨大な史資料を渉猟し、法律学の銀点から詳細に分析した異色の研究で、非常に質の高い研究に仕上がっている。1949年8月6日に公布・施行されてからすでに75年が経過し、広島ですら忘れ去られた感のある平和都市記念法を蘇らせ、再評価したことの意義は大きく、今後の「広島市の平和行政」、広島が果たすべき役割を考えるうえでも必須の参考研究となるのではないかと。

被爆後の広島を復興させるため、当初、国からの旧軍用地の払い下げや財政支援を得るという「利益」を志向して作られた平和記念都市法が、その後、アイデンティティーと結びついて都市の理念として昇華されていった事例として、本研究は大変に興味深く、他のケースの分析

にも応用できる可能性を秘めていると思う。

平和記念都市法の法的基盤である日本国憲法第 95 条（地方特別法の住民投票に係る規定）の淵源と射程を分析し、さらに同法律を国際的な視点から捉え直すなど学術的な貢献も大きい。わけでも、憲法第 95 条の規定が米国の「模範州憲法(Model State Constitution)」第 3 版の第 21 条に由来することを初めて指摘した点は特筆に値しよう。

さらに、社会人入試で入学し、日々、仕事を続けながら 3 年間でこれだけ学術的に優れた博士学位請求論文を執筆した申請者に対して、審査委員から敬意が表された。

以上を踏まえ、論文に関して慎重かつ総合的に審査を行った結果、審査委員会は、本論文が博士学位請求論文としての水準を十分に満たしているものと判断し、全員一致で「合格」と合意した。

(2024 年 2 月 14 日)